（規模の基準）

第九条　法第四十一条第一号（法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令・厚生労働省令で定める各戸の床面積の規模は、二十五平方メートルとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める基準によることができる。

一　既存住宅である場合（第三号に掲げる場合を除く。）　十八平方メートル

二　次条第二号イただし書に規定する場合（次号に掲げる場合を除く。）　十八平方メートル

三　既存住宅であって次条第二号イただし書に規定する場合　十三平方メートル

四　居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を賃借人が共同して利用する場合　国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準

（新設）

（構造及び設備の基準）

第十条　法第四十一条第二号（法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令・厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　次のいずれにも該当すること。

イ　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）若しくは建築基準法又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定（ロ(1)及び(2)に規定するものを除く。）に違反しないものであること。

ロ　次のいずれかに該当すること。

(1)　耐震関係規定に適合するもの又はこれに準ずるものであること。

(2)　第八条第六号ただし書に規定する場合にあっては、耐震改修の工事の完了後において耐震関係規定に適合するもの又はこれに準ずるものとなること。

二　次のいずれかに該当すること。

イ　各戸が台所、便所、収納設備及び浴室又はシャワー室を備えたものであること。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各居住部分が台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えたものであることを要しない。

ロ　居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を賃借人が共同して利用する場合にあっては、国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準を満たすものであること。

（新設）

（入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲の基準）

第十一条　法第四十一条第三号（法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令・厚生労働省令で定める基準は、特定の者について不当に差別的なものでないこと、入居を受け入れることとする者が著しく少数となるものでないことその他の住宅確保要配慮者の入居を不当に制限しないものであることとする。

（新設）

（専用戸数の基準）

第十二条　法第四十一条第四号（法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令・厚生労働省令で定める数は、一戸とする。

（新設）

（賃貸の条件に関する基準）

第十三条　法第四十一条第五号（法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令・厚生労働省令で定める基準は、居住安定援助賃貸住宅の家賃の額が、近傍同種の賃貸住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであることとする。

（新設）